

令和4年9月26日  
国 税 庁

日本国を原産とするぶどう酒産品を英国（グレートブリテン島）へ  
輸出する際の輸出証明書等について

日本から英国（グレートブリテン島）へぶどう酒産品を輸出する際、英国から輸出証明書及び分析証明書を求められていましたが、英国が2021年12月16日付で規則1308/2013を改正したことに伴い、2022年1月1日以降これらの証明書が不要となりました。

他方、日本国を原産とするぶどう酒産品については、日英包括的経済連携協定（日英EPA）において輸出証明書及び分析証明書が必要である旨記載された決定文書が残置されておりました。

そのため、2022年8月に改めて日英間で確認を行い、正式に日本国を原産とするぶどう酒産品の輸出証明書及び分析証明書が不要である旨の合意が得られましたのでお知らせいたします。

本件については、外務省及び独立行政法人酒類総合研究所のホームページにも掲載されております。

記

[日英包括的経済連携協定・ぶどう酒の輸出促進](#)  
[グレートブリテンにおける日本国を原産とするぶどう酒産品の輸入](#)  
(外務省ホームページへリンク)

[EU及び北アイルランド向け輸出ワインの分析・証明及び自己証明制度について](#)  
(独立行政法人 酒類総合研究所ホームページへリンク)